

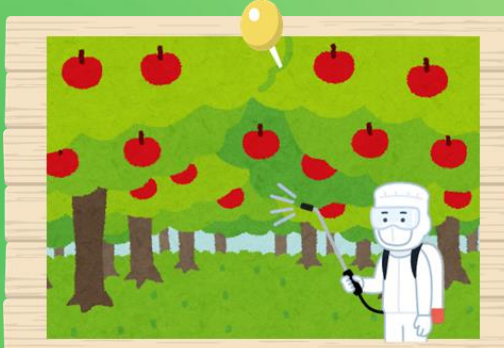
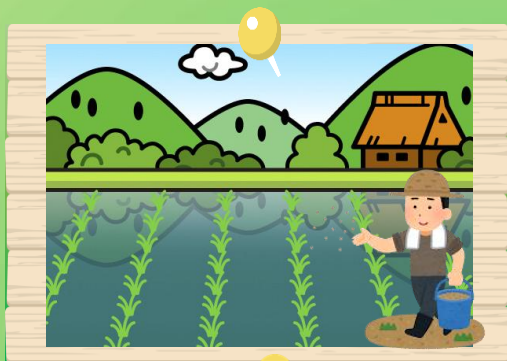
農産物を安全に生産するために！

≡ ただいま農薬危害防止運動（6月～8月）実施中！ ≡

安全な農産物を消費者の皆さんにお届けするためには、農産物の衛生管理や流通管理を徹底するとともに、農薬、肥料等の生産資材の安全性が確保されていることが重要です。

農林水産省は、厚生労働省、環境省等と共同で、農薬を使用する機会が増える6月から8月にかけて、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理等を推進するため、「守ろう 農薬ラベル、確かめよう 周囲の状況」を運動テーマに「農薬危害防止運動」を実施しています。

今回の「消費者の部屋」の移動展示では、農薬や肥料の正しい使い方や安全性を確保するための制度、栽培から出荷までの野菜の衛生管理など、安全な農産物を届ける仕組みを紹介します。



開催期間

令和6年8月7日(水) ～ 8月20日(火)

開館時間：9時00分～22時00分

休館日：8月13日(火)

(初日は15時から、最終日は13時まで)

開催場所

島根県民会館 1階 ロビー プロムナードギャラリー
島根県松江市殿町158

展示内容

パネル展示・パンフレット配布

- ・農薬の安全を確保するための登録制度について
- ・「令和6年度農薬危害防止運動」実施中！
- ・肥料の安全性確保について
- ・野菜の衛生管理指針
- ・農薬Q&A など

お問合せ先

中国四国農政局 TEL：086-224-4511（代表）

【展示内容関係】

消費・安全部 農産安全管理課 弘田（内線 2387）

【消費者の部屋関係】 TEL：086-224-9428（直通）

消費・安全部 消費生活課 大林、河本（内線 2314、2363）